

レゾナンス

574

二十世紀・機械と石油の世紀の開幕（一）

明治後期における日本の国家間賠償（一）

北アイルランド和平合意の行方（資料）

フランスにおける不法滞在者と正規化問題（二）
（資料）

11

1998

国立国会図書館
調査立法考査局

明治後期における日本の国家間賠償(一)

伊 藤 信 哉

目 次

序 本稿の目的と構成

第一章 具体的賠償事例

- 一 日清戦争関連
- 二 朝鮮国王播遷事件
- 三 ハワイ移民入国拒絶事件
- 四 絶影島土地租借問題
- 五 北清事変(義和団事件)
- 六 鴨緑江事件
- 七 日露戦争関連
- 八 東本願寺事件
- 九 蓋平漁業公司事件
- 一〇 ヴァンクレーヴァー暴動

① 本稿は、筆者が先に本誌五六三号および四号において発表した「明治前期における日本の国家間賠償」の続編にあたる。その目的は、日清戦争から明治末までの間(明治後期)に、日本が関係した国家間賠償の諸事例を紹介するとともに、その特徴について考察することである。

② 明治前期と同様、明治後期においても日本は、さまざまな事件を契機として諸国と賠償金の授受をおこなった。このうち日本が受領国となった事例としては、たとえば日清戦争や北清事変(義和団事件)における軍費賠償がある。またハワイにおいて、日本からの移民の入国が拒絶される事件が起ると、日本はハワイ政府に賠償を請求し、一五万円を受取った。さらに清国とカナダで排日暴動が起きた際にも、日本は両国から賠償金を受領している。

③ 一方、日本が賠償支払国となった事例も存在する。たとえば日露戦争中に、日本の軍艦が国際法に違反して英国汽船を拿捕したことに對し、賠償金を支払った「イーストリー号」事件などである。本稿では

二 第二辰丸事件

三 三重丸事件

三 杭州暴動 (以上本号)

第二章 賠償に至らなかった事例(以下次号)

第三章 参考事例

第四章 明治後期の国家間賠償の特徴

結 まとめ — 今後の課題 —

まず、これら実際に賠償がなされた事例(二三例)を紹介することとする(第一章・以上本号)。

④ 第二章では、賠償の合意には至らなかったものの、交渉の過程でそれが解決の条件として提起されるなど、注意を要する事例を七例とりあげる。たとえば日清戦争時に発生した「高陞号事件」などである。

⑤ 第三章では、金銭の授受はあったものの国家間賠償とはいいがたい事例を五例、参考事例として紹介する。たとえば「ハワイ防疫焼却事件」のように、在留邦人が居留国の国内司法手続に従い賠償を受領した事例である。

⑥ 最後の第四章では、これら諸事例のなかに見出される特徴について考察する。考察に際しては、まず、前稿「明治前期における日本の国家間賠償」で提示した「賠償の五類型」が、明治後期の諸事例についても適用可能なものであることを確認する。続いて当時の賠償の特徴について、明治前期の諸事例と比較しながら明かにし、さらにそこに見られる相違の生じた背景についても、簡単に触れることにしたい。

明治後期における日本の国家間賠償 (一)

伊 藤 信 哉

目 次

- 序 本稿の目的と構成
- 第一章 具体的賠償事例
- 一 日清戦争関連
 - 二 朝鮮国王播遷事件
 - 三 ハワイ移民入国拒絶事件
 - 四 絶影島土地租借問題
 - 五 北清事変(義和団事件)
 - 六 鴨緑江事件
 - 七 日露戦争関連
 - 八 東本願寺事件
 - 九 蓋平漁業公司事件
- 二〇 ヴァンクーヴァー暴動
- 二一 第二辰丸事件
- 二二 三重丸事件
- 二三 杭州暴動(以上本号)
- 第二章 賠償に至らなかった事例(以下次号)
- 第三章 参考事例
- 第四章 明治後期の国家間賠償の特徴
- 結 まとめ—今後の課題—

序 本稿の目的と構成

本稿の目的は、日清戦争から明治末までの間（明治後期）に、日本が関係した国家間賠償の諸事例を紹介するとともに、それらの特徴を考察することである。

構成としては、まず全体を四章に分ち、第一章で具体的な国家間賠償の事例（二三例）を紹介する（以上本号）。第二章では、賠償の合意には至らなかったものの、交渉の過程でそれが解決の条件として提起されるなど、注意を要する事例を七例とりあげる。たとえば日清戦争時に発生した「高陞号事件」などである。第三章では、金銭の授受はあったものの国家間賠償とはいいたくない事例を五例、参考事例として紹介する。たとえば「ハワイ防疫焼却事件」のように、在留邦人が居留国の国内司法手続により賠償を獲得した事例である。

最後の第四章では、これら諸事例のなかに見出される特徴について考察する。考察に際しては、筆者がさきに本誌五六三―四号に発表した「明治前期における日本の国家間賠償」の内容を踏まえ、そこで紹介した幕末維新から日清戦争前までの時期（明治前期）の諸事例と比較するかたちで、その特徴を明かにする（以上次号）。

第一章 具体的賠償事例

一 日清戦争関連

① 日清媾和条約

日清戦争は一八九四（明治二七）年七月にはじまったが、これを終結させたのが翌年四月一七日に下関で調印された「日清媾和条約」である。^①日清戦争および媾和条約締結をめぐる外交過程については、これまでも数多くの研究がなされており、^②ここでその詳細に立入ることは避けるが、この条約において両国は、金銭の授受に関して次の二つを定めた。

一つは媾和条約第四条に基く「軍費賠償金」である。同条の規定により清国は、庫平銀二億両を負担することとなり、一八九八（明治三二）年五月までに、日本に対して邦貨換算で三億一〇七万二八六四円五四銭六厘を支払った。^③

この軍費賠償の金額について、日本が最初に示した媾和条件では三億両となっていた。しかし清国側がこれに難色を示し、対案として一億両（無利子）を提示する。その後日本側が支払条件などを緩和する一方、金額についても二億両まで引下げたため、清国もこれに同意した。なお通貨単位である庫平銀両について、これを海関両（英貨三シリ

ングにあたる」と等価とする説もあるが、両者には若干の差があったようである。^⑥ なおこの戦争で日本側が支出した戦費は、約二億一〇三〇万四八九〇円であった。^⑦

もう一つは媾和条約第八條および同条約附属の別約第一條に基く、「保障占領」経費の一部負担である。媾和条約第八條は、清国が条約の規定を誠実に履行する担保として、日本軍が山東省威海衛を一時占領することを定めていた。

そしてその経費の四分の一、庫平銀五〇万両を清国が年ごとに負担する旨規定したのである（別約第一條）。この経費負担についても、当初日本側は年二〇〇万両の負担を求めていたが、交渉によって減額された。^⑧ 保障占領は、清国が賠償の全額を繰上完済した一八九八（明治三一）年五月まで続いており、清国は三年間で一五〇万両（三三万八〇三円三七銭六厘）を支払っている。^⑨

② 遼東半島還付（三国干渉）

一八九五（明治二八）年四月、日清媾和条約が調印され、台湾、澎湖諸島と共に遼東半島が日本に割譲されることとなる。ロシア、フランス、ドイツの三か国がこれに異議を申立てた。そして条約調印の六日後、三か国の公使は外務省を訪れ、それぞれ遼東半島の清国への還付を求める覚書を手渡した。^⑩

日本政府は早速この干渉への対応を協議し、またイギリ

ス、アメリカ、イタリヤ等の意向を打診する。しかし干渉の拒絶を可能とするような材料はみつからず、政府はやむなく三国の申入れを受諾することに決した。そして三国に対し、金州庁（旅順大連地区）を還付の対象から外すことなどを条件に、半島を清国に還付する旨の覚書を提出する。しかしこの条件にはロシアが異議を挟み、また清国も本件の未決を理由に媾和条約の批准延期を求めてきたため、日本側はとりあえずこれらの条件には言及せず、半島の還付だけを急ぎ宣言することとし、その旨三国政府に申入れた。

かくしてさしあたり半島の返還は宣言したものの、その条件については清国側と、改めて交渉する必要があった。日本政府は七月の閣議で、還付の償金として庫平銀五〇〇〇万両を求めることを決め、外務次官から転じた林董駐清公使に、清国側との交渉を命ずる。しかしここで再び三国が干渉に乗出し、九月には還付の報酬を三〇〇〇万両まで減額するよう求めてきた。日本側はこの再干渉にも譲歩を余儀なくされる。結局、一八九五（明治二八）年一月八日、日清間に締結された「奉天半島還付条約」によって清国政府は、庫平銀三〇〇〇万両を日本政府に支払うことで、半島の還付を受けることとなった。

そして条約の規定にしたがい同月一六日、駐英日本公使はイングラント銀行において、庫平銀三〇〇〇万両を英貨

に換算した額、四九三万五二四七ポンド一シリリング一ペニー三ファジング（四四九〇万七四九九円二八錢九厘）を受領した。^①

なお、この領土還付の見返りとして支払われた金銭については、公式文書でもさまざまな言葉が用いられているが、還付条約では「報酬」および「報償金」という表現が使われており（日本語正文、第二条および第三条）、英語正文ではそれぞれ *compensation*, *compensatory indemnity* という語があてられている。^②

③ スエレス号事件

一八九五（明治一八）年六月二日、清国は媾和条約の規定により、台湾を日本に引渡した。同年一〇月二〇日、イギリス汽船スエレス（Thalys）号が、台湾南部の安平から対岸の福建省廈門に向けて出港した際、日本海軍の通報艦八重山は、当時台湾に生じていた叛乱の荷担者が同号に乗船していると判断、廈門から一五海里の公海上において、同船を停止させ臨検する。そして乗客のうち七名の勾引を試みたが、船長は引渡を拒否した。そのため八重山艦長は、七名を船内で拘留し、廈門入港後は日本領事の指図にしたがわせることを条件に、同船を解放し廈門への航行を許した。

イギリス側は、八重山の一連の行為が国際法に違反する

ものであるとして、日本政府に抗議する。日本側もこの抗議を受入れ、文書で遺憾の意を示すとともに、スエレス号の被った損害の賠償を申し出た。

その後イギリス側は、それらの措置に加え、イギリス国旗に対する礼砲を求めるが、日本側は三国干涉直後の硬化した国内輿論に配慮して、関係者の処罰を以てこれに代えることを申し出る。イギリス政府がこの申し出を受け容れたため、これら三つの措置（イギリス側の抗議文および日本側の遺憾の意を示す回答文の公表、事件に伴う損害の賠償、関係将校の処分）により事件を落着させることとなった。^③

しかし一八九六（明治二九）年二月に、スエレス号の所有者であるイギリスの民間会社が、賠償を要求しない旨の意思を明かにしたため、実際の賠償は行われなかった。^④

なお、日清戦争に関連したその他の金銭授受として、清国捕虜の送還をめぐる問題がある。平和回復後の一八九五（明治二八）年八月、日本政府は清国人捕虜を本国へ送還した。^⑤日本側は翌年になって、この送還の経費を清国側に請求し、日本銀貨一万四五四円八九錢六厘を受領しているが、これは純然たる「対価」の授受にあたり、賠償とはみなしがたい。

庫から支出、日本側に支払った。²⁰⁾

四 絶影島土地租借問題

一八九七(明治三〇年)年八月、日本政府は、駐朝ロシア公使が朝鮮政府に対し、石炭貯蔵庫の建設を名目として、釜山絶影島の一部土地の租借を求めたとの情報を得た。当時は、朝鮮半島をめぐる日露の対立が昂じつつあった時期にあたり、日本側はこの租借契約の阻止を決意する。具体的には、朝鮮側にこの件に関するロシア側の動きを封じるよう働きかける一方で、租借予定地の一部を所有する在留邦人に対して、ロシア側の用地買収の要求に応じないよう指導を続けた。

ところがロシア側は、釜山に軍艦を派遣し、さらに日本人荒木嘉作の所有する耕作地に、無断で松や杉の苗木を植樹する。荒木からの申し出を受けた在釜山日本領事館事務代理は、ロシア軍艦シウチ(Sivoutch)号を訪ね、艦長にその不当を訴えた。艦長は植樹についてその誤りを認め、与えた損害の賠償を申し出る一方、樹木を頻繁に移植することの困難を理由に、しばらくの間、植樹した土地を貸与するよう求める。日本側は所有者とも協議し、また石炭庫の建設が事実上不可能となりつつあった全般的な状態をも考慮して、この要求を認めることとした。一八九八(明治

三二)年一月、領事館にて貸与の約束が交され、日本側は植樹により被った損害、すなわち該地での収穫が期待されていた麦の代価、金三〇〇円を受取る代りに、同年七月までロシア側の土地の利用を認めることとなった。

なお石炭庫予定地に含まれる邦人の所有地については、その保持をより確実なものとするため、日本政府が一括して買収することとなり、経費四〇〇〇〇円が同年四月、陸軍省より支出されている。²¹⁾

五 北清事変(義和団事件)

一九〇〇(明治三三)年六月二〇日から八月一四日まで
の「北京列国公使館区域攻囲戦」(各国の公使館護衛兵・義勇兵と、義和団・清国正規軍との戦い)を頂点とする北清事変(義和団事件)については、日清戦争などと同様、これまでに数多くの研究がなされている。²²⁾本稿では事変そのものについての叙述は割愛し、賠償に関する点についてのみ取り上げることにしたい。²³⁾

事変に対する賠償が本格的に論議されたのは、同年一〇月から開かれた在北京列国公使会議においてであった。ここでは関係者の処罰をはじめとする清国政府への要求事項が審議され、賠償もその一つとしてとりあげられた。審議は一二月まで続き、その結果は「連名公書」として清国側

に手交される。さらに翌年二月からはこの公書を基礎とする清国全権委員との交渉、また列国公使による要求条件の細目に関する協議が行われ、一九〇一（明治三四）年九月七日、関係一―か国と清国との間に「北清事変ニ関スル最終議定書」が締結された。賠償については議定書第六条の規定により、清国が各国に総額四億五〇〇〇万海関両を、三九年かけて支払うこととなった。²⁴⁾

賠償支払の対象となったのは、国家のほか、会社、個人、そして外国人に雇傭されていた清国人が、事変により直接的に被った損害である。国家の被害については必要とした軍費（死傷將兵の遺族年金などを含む）のほか、破壊された公使館の修築費用などが含まれる。また国家以外の者の損害については、その請求を所属する国家を通じて行うこととなった。²⁵⁾ 日本に関しては、まず国家の損害額として、事変そのものに対する軍費（金四〇九一六〇〇〇円）、北京占領に要する軍費（金六八〇〇万円）、事変中に破壊された鉄道の修繕費（金六五五八〇〇〇円）があり、これに会社および個人の被った損害額（金三五〇万円、ただし死傷者に対する手当は含まない）を加えた合計五〇〇七万四〇〇〇円（三五五八万九一九六・八六両）が、その賠償要求額となった。²⁶⁾ しかし各国の要求額を総て足し合せると、その額は四億六〇〇〇万余両となり、議定書で取決められた額を一〇〇

〇万両ほど超過する。そのため協議の結果、一九〇二（明治三五）年になって賠償の総額四億五〇〇〇万両を、各国が申告した損害額の比率に応じて分配することで合意し、同年六月一四日に調印された協定によってその受領額を確定した。²⁷⁾ 日本を受領額はこの協定により、三四七九万三二〇〇海関両、邦貨換算で四八九五万三八九一円七〇銭となった（賠償総額の七・七三二八パーセント）。さらにこの金額には年四パーセントの利子がつくため、日本を受領額は元利合計で一億六八六万一〇〇一円九五銭六厘となること²⁸⁾が予定された。

その支払は、辛亥革命後も中華民国政府により続けられたが、日本への支払については紆余曲折を経たのち、日華事変勃発後の一九三七（昭和一二）年一〇月を最後に杜絶した。²⁹⁾

六 鴨緑江事件

鴨緑江は、豆満江とともに清韓の国境を形成しており、また日露両国がこの方面に重大な関心を抱いていたことから、その流域はしばしばこれらの国々の葛藤の場となった。³⁰⁾ 『日本外交文書』などの記録から判断すると、日本はこの地方にまつわる事件で、数回にわたり韓国や清国から賠償金を受取っているようである。

①第一次事件

一九〇三（明治三〇）年（月日は不詳）、同地方において邦人二名が、同地に駐屯する韓国鎮衛隊の兵士たちから暴行を受けた。この事件はもともと、酩酊した被害者が駐屯地の衛兵を嘲弄・侮辱したことに端を発しており、被害者側にも責められるべき点が多々あった。日本政府が現地の人を派して交渉したところ、韓国側は公式の陳謝、兵士全体に対する懲戒、被害者治療費として三〇〇円を日本側に支払うことなどを申し出た。

②第二次事件

一九〇六（明治三九）年五月二六日、河を下っていた日本の軍用木材廠の筏が、現在の吉林省輯安県羊魚頭付近にて、清国兵五名に指揮された現地木材業者約四〇名の襲撃によって強奪された。この事件は、木材廠が日頃材木の無償供出などを強いることに、現地業者が反感を抱いていたことがその背景にあった。

事件の善後処理のため、清国からは東邊道臺、日本からは木材廠長と安東県の軍政官が出て交渉を行い、同月末日には犯人の処罰など六か条からなる解決案が成立する。これにより清国側は、被害額数千円に対して、謝罪の意味も含めて金二万五〇〇〇円を支払うこととなった。

③第三次事件

一九〇七（明治四〇）年五月一三日、軍用木材廠の筏が再び、木殖公司（清国政府により設立された半官半民の伐木会社）に所属する清国兵の襲撃を受けた。当時木材廠は清国の業者に対し、伐木の四分の一を指定価格で供出するよう強制したことで、はげしい反撥を受けており、この事件はそのような感情を背景として発生したものであった。また同じ頃、日本の民間会社および個人の管理する筏も、数か所で清国兵によって強奪され、さらにその際、日韓人数名が暴行・監禁された。

日本側は、清国側に抗議してその取締を求めたほか、少くとも民間会社および個人の被害の一部（二九五四元七七錢五厘分）について、賠償支払を求めている（ただしその結末は不明である）。

④第四次事件

第三次事件ののち、軍用木材廠などに代る木材会社を日清共同で設立することが決定された。そして一九〇八（明治四一）年五月に「鴨緑江採木公司ニ関スル取極」が調印される。しかし木材廠による「四分の一強制買収」に反撥していた清国側の木材組合員は、一方で新会社により職を奪われることを恐れ、反対運動に立ち上る。六月二四日、彼らは伐木検査を行っていた木材廠の職員を襲撃して、三名に軽傷を負わせたうえ、二名を一時拉致した。

日清両国は木材廠による強制買収の是非について交渉する一方、同廠職員に対する暴行事件の処理をすすめる。そして日本側が犯人の処罰と、被害者医薬料および損害賠償（合せて金二〇〇〇円）の支払を求めたのに対し、清国側は犯人処罰についてはそのまま承諾したものの、賠償については一〇〇〇円への減額を求めた。日本側は、このような些細な問題で清国側の感情を刺戟するのは得策でないと考え、この回答をそのまま受諾した。

以上のほか、一九〇九（明治四二）年にも漂流木の処理を巡って一時清国が日本に賠償を求めたが、これについてはその処理協定を新たに締結することで、清国側が要求を取下げたようである。

七 日露戦争関連

日露戦争の場合、戦後日露の間で軍費の賠償は行われていない。しかしそれ以外に、ロシアおよびその他の国と、日本との間で幾つか戦争に関連する賠償が行われているので、ここではそれらについて紹介することにしたい。

①牛荘事件

一九〇四（明治三七）年二月一五日、奉天省（現・遼寧省）の牛荘にて旅館業を営む岡田嘉一の家屋を、士官二名に率いられたロシア兵約三〇名が襲撃、岡田らに暴行を加えた

うえ捕縛、その所持金を奪い、また家財などを掠奪した。

当時牛荘に置かれていた日本領事館は、開戦のため数日前に現地から撤退しており、代って米國領事が委託により邦人の保護に当たっていた。岡田からの報せを受けた領事は、ただちに現場に駆けつけ士官らを詰問、岡田らを解放し、さらに警察署にも届出て、ロシア側の責任を追及した。

ロシア側が非を認めたため、岡田は翌一六日に、米國領事まで損害の目録を提出。これをもとに米國領事がロシア民政長官と交渉し、賠償金三三七ドル五七セントを受領。

岡田はすでに天津に退去していたため、北京の米國公使館および日本公使館、天津の日本総領事館を経て、三月三日付で同人に交付した。

②イーストリー号事件

日露戦争が始ると数多くの中立国船舶が、戦時禁制品輸送や封鎖侵破などの容疑で、日本の艦艇により拿捕・抑留された。この拿捕抑留、さらに船体や積荷の没収に対して、船舶の旗国や荷主の母国はしばしばその不当を訴え、損害の賠償を要求しているが、その大半は日本側の拒絶により決着している。しかしここでとりあげるイーストリー（Eastley）号事件は、日本側が拿捕の不当を認め、賠償を支払った事例である。

一九〇五（明治三八）年二月七日、イギリス汽船イース

トリー号は、石炭を積載して室蘭からシンガポールにむけて航行中、津軽海峡において巡洋艦松島の臨検を受けた。そして同船が船舶書類を偽造し、戦時禁制品の石炭を密かにウラジオストックに輸送する途次にあるとの嫌疑をかけられ、そのまま拿捕される。しかし同船を横須賀捕獲審検所にて取調べたところ、船舶書類の正確さが確認され、拿捕は誤りであったと検定されたため、そのまま解放された。

同年八月一七日、イギリス公使はこの問題を取上げ、日本側に八四〇ポンド余の賠償を求めた。これに対し日本側は、法制局長官を長とする「捕獲事件損失補償調査会」の判断を受け、翌一九〇六（明治三九）年九月二五日、イギリス側に三〇〇ポンド弱の補償金の支払を申し出た。その後イギリス側からは補償金の増額が要求されたが、結局日本側の主張通り二九〇ポンド一ニシリング四ペンスが、一九〇七（明治四〇）年五月二四日付でイギリス側に支払われ、ここに事件は落着した。^④

③ パロス号事件

イーストリー号拿捕から三日後の一九〇五（明治三八）年二月一〇日、択捉水道付近においてドイツ汽船パロス（Paros）号が、日本の仮装巡洋艦香港丸の臨検を受けた。そしてイーストリー号と同じく、ウラジオストックまで戦時禁制品を輸送中であると判断され、そのまま拿捕された。

しかしこの戦時禁制品輸送の容疑とはまったく別に、同船乗組員の私物の一部が、抑留中に紛失するという事件が発生する。同船船長が紛失を横浜のドイツ総領事に届け出ると、ドイツ側はこの件をとりあげ、三月一五日、神奈川県知事に対して紛失による損害の補填を要求した。日本側は事件に対する責任を否定するが、最終的にはドイツ公使との交渉により、一九〇六（明治三九）年四月一八日付で金四五一円五二銭をドイツ側に支払い、問題を落着させた。なお支払の際に、この措置が日本側の任意によるものであり、またこれを先例としないことが確認された。^④

④ アンタイオピ号事件

一九〇五（明治三八）年八月一三日、米国の海運業者に傭われたイギリス帆船アンタイオピ（Antiope）号が、サンフランシスコからニコラエフスクまで航行中、サハリン湾において日本の仮装巡洋艦台南丸によって拿捕され、審検を経て船体および積載貨物の岩塩を没収された。

それから四年近くが経過した一九〇九（明治四二）年五月、荷主の母国である米国政府が、日本政府に対して損害の賠償を請求する。日本側はこの請求を拒絶したが、アメリカ側も譲らず、交渉は数年に及んだ。^④ ようやく一九一六（大正五）年になって、日本側が自らの法的責任は否定しつつも「友好的精神ヲ以テ僅少ノ恩恵金」〔日本外交文書〕第

三七・三八巻別冊二、第二章、文書一七四二附記、補記(イ)を与えることで、この長年の懸案を解決することとなる。そして同年九月二二日、日本側が四万円の手形を在日米国外使に送付して、事件を落着させた。

⑤ 撫順炭礦問題

撫順・煙台の両炭礦は、従来ロシアの主導によってその開発が進められてきたが、一九〇五（明治三八）年九月五日の日露講和条約第六条と、日清両国が同年二月二二日に締結した北京条約第一条の規定により、それらの採掘権を日本が継承することとなった。

しかし撫順炭礦に関しては、すでに清国人王承堯が採掘に着手しており、清国側は同炭礦の日本への引渡しを拒絶する。日本側はこれに対し、同炭礦は前記条約により日本側にその権利が移ったとする一方、王に対してこれまでの投資に見合う額の給付を約束することで、事態の打開を図ることとした。

その後日清間で、満洲における諸案件に関する交渉が開始され、撫順炭礦の問題もここで論議される。そして一九〇九（明治四二）年九月四日に締結された「満洲五案件ニ関スル協約」第三条により、同炭礦の採掘権が日本側にあることを確認する一方、同条約附属の機密公文により、日本政府はこれまでの投資を補填するだけの金額を王承堯に

給付することを約した^④。その後王との交渉により、日本側は給付額を庫平銀二〇万五〇〇〇両と定め、一九一一年（明治四四）年八月二四日に同額の手形を交付している。

本件の賠償は、形の上では日本政府から清国民間人に対して支払われたものであるが、その支払は政府間の協定により取り決められたものであり、国家間賠償の範疇に属するものと判断される。

⑥ 戦時中および戦後の諸難件

一九〇九（明治四二）年九月一六日、日本政府はロシア政府に対し、両国間に存する諸懸案についての新提案を行った。当時ロシア政府は、日露戦争中に日本側がとった行為、また戦後日本側がロシア官民の財産に対してとった処置等に対して、原状回復や賠償支払などを要求していたのである。

ロシア側の要求は、日本側の戦時中の措置に関するものと、戦後の措置に関するものとに大別される。前者に属する案件としては、日本側が拿捕した露国病院船三隻の返還のほか、日本の官憲が押収した私有財産の返還などがあった。また後者の案件としては関東州などに存するロシア人所有の不動産の使用料、南樺太のロシア人漁業者への補償金の支払などがあった。

日本側はそれまで、戦時中の案件については講和条約に

より解決済みとの立場をとってきたが、日露関係の今後を考慮し、新たな解決案を用意した。それによると、まず戦時中の案件については、すでに解決済みという従来の主張を繰返したうえで、私有財産の返還請求などに限って、純然たる恩恵問題として処理することとする。具体的には日本政府がロシア政府に一〇万円を一括交付し、ロシア政府がこれを勘案して被害者に分配する。他方病院船の返還要求などについては、ロシア側に取下げを求めた。また戦後の案件についても、合せて二〇万円を交付するとした。

日本側の提案が伝わると、ロシア側はこれを検討したうえで対案を作成し、ほぼ一年後の一九一〇（明治四三）年九月二二日に日本側に手交した。ロシア側は、日本の解決方針には概ね同意したが、病院船についてはあくまで返還を主張し、また日本からの給付金についても、合計三十八万円への増額を要求した。

その後交渉により、金額については日本の主張通り三〇万円で決着し、これに旅順における建物買収の代金一三万円を加えた合計四三万円を、ロシア政府に支払うこととなった。また病院船に関してはアンガラ号（通報艦姉川）を返還、オレル号についてはすでに航海に耐え得ないため、現金一五万円を以てこれに代えることで合意した（この返還も義務としてではなく、好意により行われるものとされた）。

かくして一九一一年（明治四四）年六月二三日、日露間で合意が成立。それに基き「日露間諸案件解決交付金」「在旅順露国人所有家屋買収費」あわせて五八万円が、同年八月二六日に在露日本大使からロシア外相代理に交付され、またアンガラ号も九月七日に、ウラジオストックでロシア側に引き渡された。

八 東本願寺事件

一九〇四（明治三七）年一月四日、福建省泉州府安海において、日本から進出していた東本願寺の布教堂が現地人の襲撃を受け、家屋などに損害を受けた。そこで廈門に駐在する日本領事は、まず、廈門道臺および泉州府知事、ついで閩浙総督に対して、犯人の処罰と教堂の保護を求めるところが総督側が、犯人の処罰については受け容れたものの、そもそも日本人には清国内地における布教権はなく、したがって安海に日本人が教堂などの宗教施設を置くことはできないと主張したため、ここに問題は、日清両政府間の布教権の存否をめぐる論争へと発展した。

しかし襲撃事件そのものについては、この条約上の権利に関する争とは別に、現地で解決を図ることとなる。具体的には、犯人の処罰については、その行方が知れないことから日本側が要求から外し、代って「地方の公金から賠償

として銀三〇〇〇円を支払うこと」「事件の再発を防止するため地方官が十分な取締を行うこと」「教堂を修繕し佛像を安置すること」「布教保護の告示を出すこと」の四点を要求した。

清国側は最後の布教保護の告示についてのみ、布教権をめぐる中央政府間の争が決着していない現時点で認めることはできないとしてこれを拒否したが、残る三点については受諾した。そこで日本側も、第四の条件についてはしばらく留保し、最初の三条件のみで事件を解決することとする。そして一九〇五（明治三八）年二月一日付の、日本領事から廈門道臺にあてた照会文を以て、事件を落着かせた。

九 蓋平漁業公司事件

一九〇七（明治四〇）年四月七日、奉天省蓋平の清国漁業公司において、関東州水産組合に所属する清国人高景賢が殺害され、彼に同行した邦人の本間鏡吉、および高の従者郭岐山が捕縛された。蓋平の漁業公司与関東州水産組合は、以前から反目する関係にあり、今回の事件もその対立が昂じた結果発生したものであった。

日本側は殺害された高が日本の租借地内の住民であったことから、これを保護の対象とすることとし、公司の責任

者である黄家傑総辦の処刑のほか、高の遺体の引渡、および高の遺族、本間、水産組合に対する賠償金及び弔慰金の支払などを要求する。しかし清国側は、事件は高の発砲に対する正当防衛にすぎないと主張した。

しかしほどなく、清国側で交渉に当たっていた趙爾巽奉天総督が離任することとなり、本件を含め、当時同地方に残されていた諸案件は、これを機に打開が図られることとなる。その後、関東州水産組合による「漁船保護」をめぐると立により交渉は一時停頓したが、最終的に本件は、黄総辦の免職と、賠償金二〇〇〇円の支払などによって解決されることとなった。

二〇 ヴァンクーヴァー暴動

一九〇七（明治四〇）年九月七日、カナダ西部のヴァンクーヴァー市において、清国および日本からの移民を標的とする暴動が発生した。この暴動は、事件当日に同市公会堂で開かれていた「アジア人排斥同盟会」の集会和、そこでの演説に刺戟された民衆が、清国人街および日本人街を襲撃したものであった。日本人商家の被害は六〇戸以上に及んだが、損害そのものはさほど大きくなく、軽傷者二名をだしたほかは商店の窓ガラス、および商品の一部が破壊された程度であった。

この事件にカナダ政府は迅速に対応した。そして日本政府に対して、駐日英国大使を通じて正式に遺憾の意を表明する⁽⁵⁵⁾。また損害賠償については、政府部内に反対する意見もあったが、「此際区々ノ異議ヲ挾ミ日本人ノ感情ヲ害スルハ将来日本及加奈陀間ノ交際上面白カラザルノミナラズ其間接損害高モ多額ニハアラザルベケレバ寧ロ此際一切賠償スルニ如カズ」(『日本外交文書』第四〇巻三冊、文書一七七七)の方針が決定される。そして労働次官を損害調査委員に任命し、現地で損害額を査定したうえで、同年一月、九一七五ドル(手数料一三九ドルを含む)を在ヴァンクーヴァー日本領事に交付した⁽⁵⁶⁾。

なお本件の四か月ほど前に、サンフランシスコでも邦人商店が暴徒の襲撃を受けたが、こちらはヴァンクーヴァー暴動とは異り、アメリカの国内法に則って処理されたため、国家間賠償には至っていない(第三章四参照)。

二 第二辰丸事件

一九〇八(明治四二)年二月五日、マカオ沖にて日本の汽船第二辰丸が、清国の巡洋艦によって拿捕された。同船は、神戸からマカオ向け銃器と弾薬を運送中であったが、これに密輸の疑いがかけられたものである。

日本側は、同船に積載の銃器および弾薬は必要な売買許

可を受けて輸送されたものであり、その拿捕は不当であるとして同船の即時解放を要求した。これに対して清国側は、同船が密輸に従事していたことには十分な証拠があり、拿捕は日清通商航海条約第五条に基く正当な措置であると主張した。

やがて本件は、拿捕の地点が清国領海内であったか否かなどを巡り紛糾の度を深めたが、在清イギリス公使の斡旋などにより政治的解決を図ることとなり、同年三月一五日には解決の条件につき合意に達した。

合意により清国は、辰丸を直ちに解放すること、拿捕の際に掲揚中の日本国旗を引き降したことに對して礼砲により陳謝すること、また関係者を処罰することなどを約束。日本側は、辰丸の輸送する銃器弾薬(清国側はこれが反政府勢力の手に渡ることを警戒していた)を、邦貨二万一四〇〇円で清国側が買収することを認めた⁽⁵⁷⁾。

さらに清国政府は、今回の拿捕抑留により生じた損害を賠償することとなったが、具体的な金額については広東総督と在広東日本領事の協議に委ねられる。一九〇八(明治四二)年六月、日本側は損害額を金八万四四〇九円六八銭および銀七一五七ドル六セントと算出したが、清国側がこれに異議を唱え、結局辛亥革命後の一九一六(大正五)年一月になって、賠償額を金四万円とすることで合意、事件

は発生後八年近くを経てようやく解決した。^⑧

三 三重丸事件

一九〇八（明治四二）年五月二十九日、日本のラッコ・オットセイ猟船三重丸が、ベーリング海コマンドル諸島沖の公海上にて、密猟の容疑によりロシアの仮装砲艦に拿捕された。さらに同船乗組員三七名（うち米国人一名）は、ウラジオストックまで護送される途中、戒厳令下のニコラエフスク市内において護送兵と争闘を起したため、そのうちの七名が軍法会議にかけられ、六名に死刑が宣告された。

日本側はこれら一連の措置に対し、同年八月ロシア側に抗議を申入れる。その趣旨は、公海上にある日本国船舶をロシア側が拿捕する権利はなく、明白に国際法に違反するものであること、またそのような状況で身柄を拘束した三重丸の船員に対しては、ロシア側には裁判権がそもそも存在せず、したがってこれらの船員は直に釈放されるべきであることなどであった。

ロシア側はこの抗議に対し、拿捕の不当性に関してはこれを認めたが、ニコラエフスクでの裁判に関しては、あくまでもそれが国内問題であり、外国政府の容喙すべき事項ではないとして、日本側の主張を認めなかった。しかし両国は友好関係維持の見地から、裁判権の問題については深

入りせず、六名に対する死刑はロシア皇帝の特赦により免じ、他の船員についても不起訴とすることで、それぞれ釈放・帰国を認めることとなった。

さらにロシア側が、今回の事件に伴う損害の賠償を承諾したため、日本側は翌一九〇九（明治四二）年一月二〇日、一一万五五三〇円の支払を要求。しかしその後、拿捕された三重丸の船体の処理や、賠償金額の多寡をめぐって交渉は紛糾し、結局事件は、一九一一（明治四四）年八月に、ロシア側が賠償金六万ルーブル（六万一五〇〇円）を支払って解決した。^⑨

三 杭州暴動

一九一〇（明治四三）年三月二四日、浙江省杭州城内の邦人商店で日清人間の争闘が起り、それを契機に大規模な排日暴動が発生した。暴徒は城内の邦人商店七戸を次々に襲撃、また居留邦人にも暴行を加え、数人に重軽傷を負わせた。

在杭州日本領事館は、ただちに、邦人に対して適切な保護を与えるよう清国当局に要求する。しかし申入れを受けた清国の地方官は、むしろ今回の事件における非は日本人側にあると主張。そして本来、杭州城内に日本人が居住すること自体が条約に違反するとして、四月一六日までに城

内から退去するよう通告してきた。

この通告に対しては駐清日本公使が清国外務部に抗議したため、退去の強制は当分の間見合わされることとなった。しかし清国の現地当局は、関係邦人の退去要求そのものについては妥協せず、もし日本側が今回の暴動による損害の賠償を求めるのであれば、その条件として（実質的に城外への退去を意味する）店舗の買収要求に応じるべきであると主張した。

日本側は当初難色を示したが、被害店主らの意向もあって、城内居住に関する条約上の権利問題はさしあたり棚上げとすること、また店舗の売却は清国側の強制に屈したものではなく、店主らの自由意思によってなされるものであることを確認したうえで、この要求に応ずることとする。そして一九一〇（明治四三）年五月二三日の合意により、清国側から賠償金として銀三〇〇〇ドル、暴動以降の閉店期間中の損失補充金として銀七〇〇〇ドルが支払われることとなり、被害商店七戸すべての買収が完了した同年六月八日、合計銀一万ドルが在杭州日本領事館事務代理に交付された。^⑥

注(1) 拙稿「明治前期における日本の国家間賠償(一)」『レファレンス』五六三―四号、一九九七年二月および一九九八年一月。

(2) 日清媾和条約（および議定書、別約）の正文は、『条約彙纂』改訂第一巻、一九三六年、三六七―八四頁。

(3) たとえば信夫清三郎『日清戦争』福田書房、一九三四年（南窓社から増補版、一九七〇年）、田保橋潔『日清戦役外交史の研究』刀江書院、一九五二年、藤村道生『日清戦争』岩波書店、一九七三年、朴宗根『日清戦争と朝鮮』青木書店、一九八二年、阿部光蔵『日清講和と三国干渉』季刊国際政治一九号、一九六二年など。関係の外交史料としては伊藤博文編『機密日清戦争』原書房、一九六七年、陸奥宗光『蹇々録』（明治期外交資料研究会『日清講和関係調書集』第二巻、クレス出版、一九九四年所収）、『日清講和始末』（同、第一巻、一九九四年所収）のほか、『日本外交文書』第二七巻二冊、文書八四三―七九、第二八巻二冊、文書九五七―一三二、中島雄『日清交際史提要』第二〇―二編（『日本外交文書』明治年間追補第一冊所収）。

(4) 大蔵省内明治財政史編纂会『明治財政史』第二巻、明治財政史発行所、一九二六年、六一―一四および二四頁。この邦貨換算額は、まず庫平銀から英貨に換算し、さらにそれを授受の時点での為替相場によって邦貨に置き換えたもので、日本が受領した実額である。

(5) たとえば田保橋、前掲書、四四三―四頁。

(6) 媾和当時の外務次官林董は、その回顧録の中で、のちに彼が駐清公使として賠償金の英貨換算を行った際、庫平銀が「清国貨幣

量目中の最も不定なることを発見した」と述べている（林董「後は昔の記他」東洋文庫、一九七〇年、二六七―八頁）。この時の庫平銀両の量目確定に関しては、前掲『明治財政史』第二巻、一五三―一六八頁。

(7) 前掲『明治財政史』第二巻、二および四〇―七頁、また大蔵大臣官房財政経済調査課『日清日露両戦役及世界大戦に於ける我が戦時財政』千倉書房、一九三七年、五―九頁および巻末追記、田保橋、前掲書、四四四頁。この金額には、戦後台湾の平定に要した費用が含まれる。

(8) 陸奥、前掲書、四四三頁および『日本外交文書』第二八巻二冊、文書一〇八九附記二、四二五―三三頁。

(9) 前掲『明治財政史』第二巻、二二四頁。

(10) 本件についても、これまでさまざまな視角から研究がなされている。たとえば藤村、前掲書、阿部、前掲論文、戴天昭「日清戦役三國干渉と台湾」『法字志林』第六六巻三三号、一九六九年。本件に関係する外交史料としては伊藤、前掲書、陸奥、前掲書のほか、『日本外交文書』第二八巻二冊、文書六四二―九五六、文書一一三三―一二四、前掲『日清講和始末』および「露独仏三國干渉要概」（共に前掲『日清講和関係調書集』第一巻所収）。

(11) 『日本外交文書』第二八巻二冊、文書一九七七八、二二〇―一、および前掲『明治財政史』第二巻、一九〇―三および二二四頁。一ファジニングは四分の一ペニーに当る。なお前項の軍費賠償金と

半島還付金を合せた二億三〇〇万両という金額は、当時の清国政府の歳入の三倍であったという（内山正熊「日清戦争百年」『季刊国際政治』一〇九号、一九九五年、一四八頁）。

(12) 奉天半島還付条約の正文は『条約彙纂』改訂第一巻、三八六―九三頁。なお前掲『明治財政史』第二巻は、戦争によって清国から獲得した「償金ノ種類」を列記する中で、この半島還付の報償金も取上げており、完全にこれを賠償の一種とみなしている（一四七―一八および一七六頁）。

(13) 事件の詳細については鹿島守之助『日本外交史』第四巻、鹿島研究所出版会、一九七〇年、一四八―九頁、また『日本外交文書』第二八巻二冊、文書二八二―二九四。台湾での叛乱については、井出季和太『南進台湾史攷』誠美書閣、一九四三年、一三―一七頁。なお八重山の艦種について、当時の外交文書をふくめ多くの史料が「巡洋艦(Guisan)」としているが、ここでは片桐大自『聯合艦隊軍艦銘銘伝』光人社、一九八八年、五六〇頁に拠り通報艦とした。

(14) 『日本外交文書』第二八巻二冊、文書二二九四附記二。またイギリス側の抗議文および日本側の回答文は、『官報』（明治二八年二月一〇日付）に掲載された。本稿では「Hales」号を「スエレス号」と表記したが、これはこの官報の記事に従ったものである。本件は、最終的には賠償に至らず完結しているが、日英両政府の間では、賠償の実施を解決条件の一つとして決着しているため、

こちらに掲出した。

- (15) 『日本外交文書』第二八卷一冊、文書五二六—四四。
- (16) 『日本外交文書』第二九卷、文書五〇七—一三。
- (17) 朝鮮國王播遷事件の詳細については、外務省(信夫淳平稿)『小村外交史』上巻、新聞月鑑社、一九五三年、八一—九二頁。鹿島、前掲書、第四卷、三八—四二頁、『日本外交文書』第二九卷、文書三五—一九八。賠償の授受については『日本外交文書』第三八卷一冊、文書五五三—五五五、五五九—六〇、五六七。
- (18) 一八九七年一〇月、朝鮮國王はその称号を韓国皇帝とあらため、国号も「大韓」と改めたので、本稿でもこれに従うこととする。
- (19) なお当時の駐韓日本公使は、本国政府への請訓の中で「本件發生前後韓国ニ於ケル事情及我地位等ヲ斟酌スル時ハ要求ノ權利サヘ多少疑問ニ属スル」としている(『日本外交文書』第三八卷一冊、文書五五三)。
- (20) 事件の詳細については、森田栄『布哇日本人發展史』眞栄館、一九一五年、五七—八二頁、木原隆吉編著『布哇日本人史』文成社、一九三五年、四七—八八頁、入江寅次『邦人海外發展史』上巻、移民問題研究会、一九三八年、一六—一九〇頁、相賀安太郎(漢芳)『五十年間のハワイ回顧』『五十年間のハワイ回顧』刊行会、一九五三年、四〇—七頁、ハワイ日本人移民史刊行委員会『ハワイ日本人移民史』増補再版、ハワイ報知社、一九七七年、一五〇—二頁。関係する外交史料としては『日本外交文書』第三〇

卷、文書四三〇—五二五、第三一卷二冊、文書六八三—七〇二。なお入国を拒絶された移民の総数については資料により若干の相違があるが、ここでは『日本外交文書』第三〇卷、文書五〇二—附屬書二に拠った。

(21) 本件についての外交史料は『日本外交文書』第三〇卷、文書二二九—三三八、第三一卷一冊、文書一六六—一七八。また鹿島、前掲書、第六卷、一九七〇年、二三八—四〇頁。本件については、単なる対価の支払か、それとも損害の賠償かという点で判断しがたい部分もあるが、最初にロシア側の植樹によって邦人が損害を被ったという点を重視して、賠償として取扱った。

(22) たとえば前掲『小村外交史』上巻、一五五—一九七頁、『日本外交文書』第三三卷文書五三二(事変要録)、村松祐次『義和団の研究』巖南堂、一九七六年、小林一美『義和団戦争と明治国家』汲古書院、一九八六年、河村一夫『北清事変と日本』『季刊国際政治』三三号、一九五七年、山口一之『義和団事変と日本の反応』同誌、三七号、一九六八年、川野暁明『北清事変』(奥村房夫監修・桑田悦編)『近代日本戦争史』第一卷、同台経済懇話会、一九九五年所収。主な外交史料としては『日本外交文書』第三三卷別冊一—三(北清事変)がある。

(23) 本節の内容について、詳しくは大蔵省『明治大正財政史』第二〇卷、財政経済学会、一九三九年、一—五〇頁、東亜研究所『列国の対支投資(別冊)―列国の団匪賠償金処分状況―』東亜研究

所、一九四一年、一―一六頁、鹿島、前掲書、第五卷、一九七〇年、一七六―二八四頁。関係する外交史料は『日本外交文書』第三三巻別冊二、文書一七八―八九五および別冊三、文書一〇五六―二七〇。

(24) 議定書、附属書、連名公書等関係文書の正文は、『条約彙纂』第二巻第三部、一九二九年、二四五―一五七二頁。

(25) 『日本外交文書』第三三巻別冊三、文書二〇七一、二〇七五および二〇八三。前掲『明治大正財政史』第二〇巻、六一―八頁。

(26) 『日本外交文書』第三三巻別冊三、文書二〇八五、二〇九〇および二一〇一。前掲『明治大正財政史』第二〇巻、九頁。なおこの金額について、少くとも軍費に関しては全くの実費であつたらしい（文書二一〇一）。会社及び個人の被つた損害の総額は、当初の届出では三三万余円に達していたが、政府の査定により正当と認められたのは、そのうち二七万二六四七円九一銭（死傷者に対する手当一〇万九〇〇〇円を含む）分で、この額に規定の利子一年分を加えた、一三五万六六六〇円三七七銭八厘が個人賠償として認められた（前掲『明治大正財政史』第二〇巻、三四頁）。

ちなみに事変およびその事後処理に関して、一九〇九（明治四二）年三月末までに政府が投じた国費は、軍費以外も含めると四三六〇万二四三円四四銭一厘に上つた（前掲『明治大正財政史』第五巻、一九三七年、六六一―七〇頁）。

(27) 前掲『明治大正財政史』第二〇巻、一八一―二〇頁。協定の正文

については『条約彙纂』第二巻第三部、二六〇―一頁。なお日本はこの比例分配方式に当初反対した（前掲『列国の対支投資（別冊）』七頁）。

(28) 前掲『明治大正財政史』第二〇巻、二七一―九頁。なおこの額には一九〇一（明治三四）年下半年の利子九七万九〇七七円八三銭と、その滞納中の重加利子が含まれていない。

(29) 辛亥革命以後の賠償金の処理については、前掲『列国の対支投資（別冊）』一一―六頁、東亜研究所『支那の貿易外収支』東亜研究所、一九四二年、一八九―二二八頁、馬場明『北清事変賠償金抛棄問題』（『日中関係と外政機構の研究』原書房、一九八三年所収）を参照。

(30) 前掲『支那の貿易外収支』二〇九頁。また大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第三巻、東洋経済新報社、一九五五年、三九六頁。最終的な未払額については、英貨に換算して二五四万六四七・二五九ポンド（元利合計額、一九三七年末時点）とする資料があり（前掲『列国の対支投資（別冊）』一四頁）、この額を当時の為替レート（二円＝一シリング二ペンス）で換算すると、およそ四三六万五千三七九〇円となる。

(31) 同地方は当時、木材の有力産地であった。この地域の森林開発の歴史について詳しくは塚瀬進『日中合弁鴨緑江採木公司の分析』『アジア経済』第三二巻一〇号、一九九〇年、蘇雲山・岩井吉弥「鴨緑江流域における森林開発構造の特質」『京都大学農学部演習

林報告」六四号、一九九二年。

(32) 『日本外交文書』第三六卷二冊、文書六二二、六一八。その後日本側も事件の穏便な解決のために、この申し出を受け容れたものと思われる。

(33) 『日本外交文書』第三九卷二冊、文書六三七―五三。また軍用木材廠については第三八卷一冊、文書二〇一五を参照。

(34) 『日本外交文書』第四〇卷一冊、文書七三五、七四〇、七四二、七四五、七五〇。

(35) 『日本外交文書』第四一巻一冊、文書三〇一、三〇四、三三三、三三八―四〇、三四六。なお文書三三九で日本側は、金一〇〇〇円でもなお、実際の損害に比してその額がやや過大であると認められている。

(36) 『日本外交文書』第四二巻一冊、文書四一四―七。

(37) 『日本外交文書』第三七・三八巻別冊一、第一章、文書五〇一六。

(38) 『日本外交文書』第三七巻一冊、文書一八二、一八四―五。なお日清・日露戦争の開始前後、大陸各地に在留する邦人の多くが、引揚や避難などに際して現地地帯に捲込まれている。たとえば日清戦争の場合、帰国途中の日本領事一行が清国兵から暴行を受けた「重慶号事件」があり、『日本外交文書』第二七巻二冊、文書七五六―九、日露戦争についても、開戦前のウラジオストック市中の状況について「夜中日本人ノ外出ハ甚タ危険ニシテ殆ント

毎夜ノ如ク露、清暴漢又ハ水兵等ヨリ暴行ヲ加ヘラレ金銭商品等ヲ掠奪セラル、」との記録がある（『日本外交文書』第三七巻一冊、文書二五八附記。そのほかの事例については第二七巻二冊、文書七五五―九、第三七巻一冊、文書二二四―二九一を参照）。しかしここに紹介した牛荘事件のように、混乱のなかで邦人が受けた被害については、その経緯から結末までを正確に辿りうるものは少く、多くの事例はその後の処理についてほとんど言及されていないことから、その大半が未解決のままとなったものと推測される。

(39) 当時の拿捕、抑留および撃沈の実例については『日本外交文書』第三七・三八巻別冊一、第一章、文書二〇五―八〇、別冊二、第二章、文書一五六四―八一、別冊四、第四章、文書三一―三五一、別冊五、第五章、文書三五―五二。また本件および後述のアントイオピ号事件を含む、戦争中の中立国船舶・積荷の拿捕没収措置に対する他国からの賠償請求事例の一覧が『日本外交文書』第三七・三八巻別冊五、第五章、文書五二附記に掲出されている。

(40) 事件について詳しくは、外務省外交史料館所蔵記録「第三巻」『日露戦役関係、外国船舶拿捕抑留関係雑件 英国船之部』第三巻、また遠藤源六『日露戦役国際法論』明治大学出版部、一九〇八年、三〇六―一頁。

(41) 事件について詳しくは『日本外交文書』第三七・三八巻別冊二、第二章、文書一六五―六九、また外務省外交史料館所蔵記録「

3.12-5「日露戦役関係、外国船舶拿捕抑留関係雑件 独国船之部」

第二卷。

(42) 事件に関する史料は『日本外交文書』第三七・三八巻別冊二、

第二章、文書一七三六一四二および別冊五、第五章、文書三五。

また前掲「日露戦役関係、外国船舶拿捕抑留関係雑件 英国船之部」第五巻。

部」第五巻。

(43) 一九一六(大正五)年九月一六日および二二日付石井外相発米

国大使宛書簡(前掲「日露戦役関係、外国船舶拿捕抑留関係雑件

英国船之部」第五巻所収)。なおこの金銭給付は、日本側の自発

的措置 (voluntary action) として、秘密裡に行われたものであ

る(二六日付書簡参照)。

(44) 両条約の正文は『条約彙纂』改訂第一巻、二四七三—八六頁お

よび六七—二六頁。

(45) 本件の概要については、鹿島、前掲書、第八巻、一九七〇年、

二九一—三三四頁、また関連して馬場明「日露戦争後の大陸政策」

『季刊国際政治』一九号、一九六二年、一三八—四〇頁。主な外交

文書としては『日本外交文書』第四〇巻二冊、文書一〇一七—五

六、第四一巻二冊、文書五七—八一六〇〇、第四二巻一冊、文書一

〇六一八、二三六、二七一、二七七—八、二八七、二八九—九〇、

二九四、二九七、二九九、三〇九、三二二、三二五、五〇六—二

四、第四三巻一冊、文書四四—一、四五四—五、第四四巻二冊、文

書四〇三—四、四〇八—一〇。「満洲五案件ニ関スル協約」の正

文は『条約彙纂』改訂第一巻、七八六—九頁、附属の機密公文

(案)は『日本外交文書』第四二巻一冊、文書三〇九、鹿島、前掲

書、第八巻、三三三—三四頁。

なお本件と同じころ、煙台炭礦および間島の天宝山銀鉱でも、

類似する問題が起っていたようである(『日本外交文書』第四四

巻二冊、文書四一—以下、また外務省外交史料館所蔵記録1753

15「支那鉱山関係雑件 満州ノ部 撫順及煙台炭鉱」第五巻)。

(46) 一九一(明治四四)年六月二六日付有田奉天総領事代理発小

村外相宛郵便第五二号(前掲「支那鉱山関係雑件 満州ノ部 撫順

及煙台炭鉱」第五巻所収)。

(47) 実際、二〇万五〇〇両分の手形は、直接には清国政府の代表

者(交渉使)に手交されている。このような変則的な形式をとっ

た理由については『日本外交文書』第四二巻一冊、文書二九九を

参照。

(48) そのため返還に際しては、日露の元首間で親電が交換されてい

る(『日本外交文書』第四四巻一冊、文書二四四)。

(49) 本件について詳しくは『日本外交文書』第四二巻一冊、文書一

一四—一八、第四三巻一冊、文書一一五—一六、第四四巻一冊、文書

二二—四四七。

(50) 『日本外交文書』第三七巻二冊、文書一〇三八—四九、および

第三八巻二冊、文書二八九—九四。なお一九〇六(明治三九)

年二月一〇日には、同省興化府楓亭において西本願寺の布教堂に

対する類似の暴行事件が起り、日本側は同年五月二八日、東本願寺事件と同様の要求を清国側に対して行っているが、その結末については明かでない(『日本外交文書』第三九卷一冊、文書七三三—四二および外務省外史料館所蔵記録:10.1.19「南清ニ於ケル東西本願寺布教一件」。請求金額は実損害額にあたる銀六二二二元。

(51) 関東州水産組合の下の「遠洋漁業団」が、熊岳城付近の漁場に入入りする漁船に対し、「海賊からの保護料」を名目に金銭を強請した事件。本件被害者の一人である本間錠吉もこれに関与しており、清国側の態度の硬化を招いた。この問題に対して、一時清国側から損害の賠償が提起されたが、交渉により落着いたようである(『日本外交文書』第四〇卷二冊、文書二二五—二二六)。

(52) 本件に関する外交史料としては『日本外交文書』第四〇卷一冊、文書二二八—二二七および外務省外史料館所蔵記録4.2.5.230「蓋平漁業公司ニ於テ本邦漁業団員不法監禁並ニ清国人殺害一件」。なお、その後この賠償金が実際に支払われたかどうかは明かでない。

(53) 事件の背景および詳細については、飯野正子・高村宏子「ヴァンクーヴァー暴動に関する一考察」『津田塾大学紀要』一三三号、一九八二年、Howard H. Sugimoto, "The Vancouver Riots of 1907: A Canadian Episode," in Hilary Conroy and T. Scott Miyakawa, eds., *East across the Pacific*, Santa Barbara,

American Bibliographical Center-CLIO Press, 1972. また『日本外交文書』第四〇卷三冊、文書一七四六—一七七。

(54) 負傷者の治療費や、被害商家が申し出た損害を合計した額は、直接損害が米貨二四〇五ドル七〇セント、間接損害が米貨一万一一三ドル七五セントであった(『日本外交文書』第四〇卷三冊、文書一七六四)。なお、同時に襲撃された清国人街の損害、およびその賠償については、『日本外交文書』第四〇卷三冊、文書一七五五、一七六四、一七七七、第四一巻二冊、文書一五八七を参照。

(55) 『日本外交文書』第四〇卷三冊、文書一七七三。また Sugimoto, *op. cit.*, pp.107-8.

(56) 『日本外交文書』第四〇卷三冊、文書一七八六—一七。また Sugimoto, *op. cit.*, pp.108-9.

(57) 事件について詳しくは菊池貴晴『中国民族運動の基本構造』大安、一九六六年、五七—六八頁、また『日本外交文書』第四一巻二冊、文書九八八—一〇八九。また事件に対して当時、国際法の見地からなされた分析として立作太郎「辰丸事件国際法観」『国際法雑誌』第六巻八号、一九〇八年がある。

(58) 賠償金額の確定については外務省外史料館所蔵記録二.2.47「第三辰丸抑留ニ関スル日清交渉一件」第二巻、その授受については同巻所収の一九一六(大正五)年一月二四日発赤塚広東総領事発石井外相宛電信第一六号、および同年一月二八日付赤塚広東

総領事発石井外相宛郵便第五号を参照。

なお、本件において密輸行為そのものの有無については結局不明のままとされたが、当時の広東領事の報告(『日本外交文書』第四一巻二冊、文書二〇八九)や、当時の駐清公使の回顧録(林權助述・岩井尊人編著「わが七十年を語る」第一書房、一九三五年、二七三―七八頁)を看るかぎり、第二辰丸側の行動にも相当に疑わしい点がみられる。

また、本件に反撥した清国国民により、広東を中心に大規模な日貨排斥運動が引起された。これについては菊池、前掲書、六一―一〇六頁、また菅野正「辰丸事件と在日中国人の動向」『奈良大
学紀要』一一号、一九八二年、『日本外交文書』第四一巻二冊、文書一〇九〇―一六七を参照。

(59) 『日本外交文書』第四一巻二冊、文書二二六八―二四二、第四二巻一冊、文書六一―一三三、第四三巻一冊、文書一六五―一七一、第四四巻一冊、文書三二九―三四。なお、最終的に日本政府に支払われた賠償金には「金毘羅丸事件」に対する賠償金(四一〇〇円)が含まれる。

金毘羅丸事件とは、一九〇六(明治三九)年七月に発生したロシア艦艇による不法臨検事件であるが、日本政府もロシア側に一万六二四〇円の損害賠償をしたことである(『日本外交文書』第四四巻一冊、文書三三〇註)。

この時期、ロシア官憲による不当な臨検・拿捕がしばしば行わ

れており(その実情については『日本外交文書』第四二巻一冊、文書二二を参照)、日本政府は一九〇六(明治三九)年九月、ウラジオストック駐割の貿易事務官に宛てて、日本漁船の保護についての訓令を発している(『日本外交文書』第三九巻二冊、文書一二九七)。

(60) 本件に関する外交史料は外務省外交史料館所蔵記録425266「清国杭州暴動並城内居住日本人撤退一件」。なお日清間の合意成立の日付について、一九一〇(明治四三)年五月三十一日付池辺杭州領事館事務代理発小村外相宛郵便第二二号では五月二十四日とするが、ここでは同年五月二十三日発有吉上海総領事発小村外相宛電信第六四号に従って二十三日とした。

(いとう しんや・外交防衛課)